

『申請書類チェックリスト・申請にあたっての注意事項』

- ・下のリストの提出書類（①～⑤）をそろえて提出してください。
- ・①～③の様式はホームページからダウンロードできます。

1. 提出書類	
①	『中小企業振興資金融資利子補給金交付申請書（様式第1号）』 ・「1 利子補給金交付申請額」には補給の対象月（令和4年4月～令和5年3月で <u>申請する月以降</u> ）の利子支払予定額の合計を記載してください。 ※元金返済額、未払い利子、延滞金は対象となりません。 ・「3 事業収入の減額割合」は②「事業収入減額確認書（様式第2号）」の（C）減額割合を転記してください。
②	『事業収入減額確認書（様式第2号）』 ・申請する月の前月までの1年間の事業収入と、前年又は前々年同期の事業収入を記載し、減額割合を算出してください。 減額割合が5%以上となる場合、申請対象となります。
③	『取扱金融機関から支払利子情報を取得することの承諾書（様式1）』 ・代表者の氏名は自署としてください。（ゴム印不可）
④	『取扱金融機関が発行した返済計画書の写し』 ・対象月（令和4年4月～令和5年3月で申請する月以降）の支払利子額がわかるもの。
⑤	『振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し』 ・口座名義が申請者と同一であるものとしてください
	「融資を受けている名義人」と「各申請書類、承諾書の申請者（代表者）」と「振込口座の名義人」はすべて同一のかたとしてください。
2. 交 付	
	・申請受付後、書類を確認し「交付決定通知書」を郵送します。 ・利子補給金の交付は半年毎に、取扱金融機関に実際に支払った利子額を確認後、振込みます。 （1回目）4～9月分→10月振込 （2回目）10～3月分→4月振込 ・繰上償還等、支払計画を変更する場合はご連絡ください。

申請書類提出先・問い合わせ／大河原町商工観光課（役場3階 ⑥番窓口）
〒989-1295 大河原町字新南19 TEL 53-2659 FAX 53-3818